慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	現代中国の女子教育の展開： 社会主義中国に於ける社会変革のケーススタディ
Sub Title	The development of female education in contemporary China : a case study on social changes in communist China
Author	秋吉, 祐子(Akiyoshi, Yuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.2 (1990. 2) ,p.119- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中澤精次郎先生追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900228-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代中国の女子教育の展開

——社会主義中国に於ける社会変革のケーススタディ——

秋吉祐子

Ⅰ. 序
Ⅱ. 教育政策の変遷過程に於ける女子教育
Ⅲ. 女子の学校教育の水準
Ⅳ. 女子教育の問題の所在
Ⅴ. 結　語

Ⅰ. 序

本年、一九八九年五月から六月にかけて、中国に於て広範囲な市民の共感と支援を呼んだ学生の民主化運動の展開とその後の中国共産党（略称：党）による武力弾圧に対して大半の第三国の中国研究者は思考射程を越えた驚きと衝撃を感じたと言われている。[1] 特に運動の収束段階に於ける党の最高指導層の意志決定は政策選択肢の一つとして想定さ

れていなかったことは研究の在り方自体に対する批判となっている。[2] 中国問題専門家のこのような姿勢は中国社会の内部構造やそれを形作っている意識形態について、理解が不十分だったのではないだろうかとの疑問を生んでいる。つまりこのことは、社会主義中国成立以降の社会変革の内容に十分な考察や検討がなされてこなかったことの反映ではないだろうか、と考えられる。社会変革の構造とその特徴を解明するためには社会変革を構成するさまざまな要素の実態論的考察を積み重ねることが一つの有効な方法であると思われる。筆者は、本稿に於いて、社会変革の一要素である女子教育について考察することにしたい。

共産党政権の中国は成立当初から旧社会の意識、伝統、制度を共産主義の理念に即した新しい内容に変革することを志し、種々の試みを実施してきた。女性解放・男女平等もその一環として位置づけられてきた。二千年以上の伝統を持つ封建制度下の「男尊女卑」の観念とそれに基づく慣行、諸規制・諸制度の変革は新生中国のいわば象徴的指標の一つと見なされてきたと言えよう。[3] 古い女性蔑視の観念、束縛から女性を解放し、政治的、経済的およびその他の生活・活動領域全般におよぶ(以後総称として社会的と称す)男女平等が提唱されてきた。

ところで、女子教育の一般的水準の低さは後にみるように中国社会全般の基礎教育の水準を低下させる源泉となっているようである。歴史の経験によれば、一国の近代化の達成には国民の基礎教育の発展が条件となっている。中国は一九七九年から経済発展を中心とした「現代化」路線をスタートさせた。この中国式近代化を遂行する上では国民の基礎的教育水準を高めることが要請されている。

一九八七年段階の中国の教育水準は次のようである。一〇億の人口の二三％が文盲・半文盲であり、そのうち女性の占める比率は七〇％である。[4] 勤労者の教育水準は平均して四・九年であり、初等教育を完了していない。[5] このような教育水準をひき上げることが現下の国政の重要な課題となっている。[6] そこでいわば教育水準の足を引っ張っている女子教育の水準を引き上げることがことさら重要ではないかと考えられる。なぜならば社会主義の中国は男女平等を

原則として社会主義社会の建設が行われてきたのであり、今後社会主義制度が中国の基本的制度として存続する限りは、女性の社会参加によって「現代化」路線の追求が行われていくことが当然に予定されているからである。[7] このように女子教育は中国の近代化という社会変革にとって重要な意味を持っていると考えられるのである。

筆者は既に「中国の婦人解放の基本的特徴と問題点」（『現代中国と世界　その政治的展開』石川忠雄教授還暦記念論文集、慶應通信、一九八二年）に於て中国女性解放の基本的特徴を次のように提起した。「まず、第一に挙げられる特徴は、政府の強力な先導があったために、共産党政権誕生以前にはみられなかったような大規模な女性の社会的進出を比較的短時間の間に実現できたことである。[8]」「第二には、中国の婦人解放運動は、中央政府の政策的意図にもとづいて行われてきており、婦人解放そのものを求めた運動というよりも、むしろ政治運動の一環としての性格が強い、すなわち政治先行型である。[9]」「第三には、共産党政権成立直後から始まった婦人解放政策は、政府の政策的志向がときどき異なるのと平行して、それが政府の政策全体に占める優先順位、および内容に於ける変化をみてきた。そして三十年間の全般を通してみると、『婦人政策』は第二義的に評価されてきた傾向が強いのである。[10]」「第四には、上からの指導による婦人解放は、独自の運動を推進しない、あるいはできないために、結果的に婦人解放の進展を遅らせる一因となっているという矛盾した現象が生じていることである。[11]」

以上四点の仮設を女性解放・男女平等を実現する基本的要件である教育に於て考察し、検証する事を本稿で試みたい。本稿ではまず、社会主義建設過程の全般的教育政策の動向を概観し、そこに於ける女子教育の位置づけをみ、次に女子の学校教育の水準の変遷を概観し、最後に女子教育現状の問題点およびその背景に触れる。これらを踏まえて上記の仮設を検証したい。そうすることは社会主義中国に於ける社会変革の形態や特徴を解明する一ケーススタディになると思われる。

II．教育政策の変遷過程に於ける女子教育

1　社会主義建設過程の教育政策の動向

中国は共産党政権による新国家成立に直面して、新国家体制の指針として定めた「中国人民政治協商会議共同綱領」（略称：共同綱領）に於て、新しい教育のあり方を提示した。「民族的、科学的、大衆的な文化教育」を行うことを「主要任務」とする。自然科学、社会科学、人文科学の発展をめざす、「教育を普及させ、中等教育および高等教育を強化し、技術教育を重視」する、および余暇教育、幹部の在職教育を強化する、知識人に対する政治教育を実施する（第五章）、が唱われている。[12] このような中国の社会主義教育の方針に基づき、一九五四年に公布された「中華人民共和国憲法」は「公民の基本的権利および義務」（第三章）の一つとして「教育を受ける権利」を明示し、「国家は、各種の学校その他の文化教育機関を設け、しだいにこれを拡大することによって、公民がこの権利を享有するのを保証する」（第九十四条）ことを規定している。[13] まず旧中国の教育制度を打破し、新中国に必要とされる教育制度の確立に向かってスタートが切られた。つまり中国共産党による社会主義教育制度づくりをめざすのであり、そのためには伝統的理念を捨て新しい理念へと思想改造に導く思想教育重視の政策が採られた。思想教育重視策は一時期を除いてその後一環して中国の教育政策の根幹的な要素となってきた。[14] 教育制度はソ連をモデルとし、復興期の準備期間を経て、社会主義経済建設が本格的に始まった一九五三年から五七年までは、技術者要請の中等および高等教育に重点が置かれた。[15] 一九五七年の言論の自由化運動（「鳴放運動」）時点の大学を中心とする知識人の急進的な党・政府批判をきっかけとして、それを完全に消滅させることを意図した闘争的な政治思想教育の強化がその後の中国教育に重要な位置を占めることになる。それは一九五八年に具体的に「教育活動に関する指示」[16] のなかで提示された。「教育の目的は、社会主義的自覚をもち、文化をもった労働者を育成すること」であり、「あらゆる学校では、マルクス・レー

ニン主義の政治教育と思想教育を行う」指示が出された。[17] 同時に教育は党の指導下の社会主義革命と社会主義建設に奉仕する道具であり、したがってあらゆる学校は社会主義革命と社会主義建設の現実に立脚した生産労働を教育課程に正式に組み込むことが要請された。つまり、政治意識の高い「紅」と専門的知識・技術を持つ「専」を同時に達成することが教育の場に求められた。そして「教育は人民大衆の事業である」として社会各層の創意工夫を掘り起こし、各々の特色をもった「多様な教育」が奨励された。[18] この教育改革は生産の飛躍的増大を目的とした「大躍進」運動の時期に実施された。結果として盲目的な学校数の増大と学校教育に於ける生産活動偏重が生じた。[19] 特に専門家育成の高等教育機関では学問軽視の「紅」の偏向が現われた。一九六一年から一九六三年の「調整期」にはそのような偏向を是正する新たな教育方針が提起された。[20] しかしこの方針はまもなく否定され、「農村の社会主義教育」の強化を意図した政治思想教育重視が再び登場し、思想教育はその後の文化大革命期（略称：文革、一九六六年～一九七六年）には拡大発展がみられる。[21]

文化大革命は既存の党指導勢力とその政策路線を全面的に否定する政治闘争が際立った政治運動として展開された。したがってそれまでの教育政策・教育行政は「資産階級の支配下」にあった誤った内容であったとして否定された。教育は「プロレタリア階級によるプロレタリア階級の為のものでなくてはならない」を強調する方針の基に、既存の支配下にあったとされた知識階層の徹底的糾弾、排斥と毛沢東思想の実践論に傾倒した「知識・学問無用論」が全面に打ち出された。[22] 小学生から大学生に至る青少年が文革の前衛部隊として動員され、建国後一七年間で築かれた教育制度は破壊され、共同綱領にある教育方針は省みられず、著しい教育の荒廃が生じたことが後世になって批判されている。[23]

一九七六年の文革勢力と文革路線の失墜の後に出現した新しい政権は、階級路線を否定し経済発展を中心とする「現代化」路線を提起した。「現代化」路線の鍵を握るのは「科学技術の現代化」であり、それを担う人材の養成の

「基礎は教育である」として、教育振興策をうちだし[24]、建国以来政治思想教育が最も希薄となった。つまり「専」が重視されるようになった。このことは一九八二年憲法に於いて明確に示されている。これまでの憲法のなかで最も教育に関する規定が多いのはその現れであろう。後に述べるところの一九八五年の「教育体制改革」（略称：「教育改革」）のなかでその具体的内容が明らかにされた。この改革案の際だった特徴は、中国で初めて基礎教育の義務教育化が実施されることになり、基礎教育の確立を伴った教育水準の向上が追求されることとなったことである[25]。

以上のような独自の教育方針、教育政策によって、中国は原則論としては、あるいは思想的には教育を極めて重視してきたとみられる。確かに旧中国では文盲が八〇％もいたのが四〇年間で二三％になったこと、都市の基礎教育の義務教育化が一応達成したことは教育政策の成果であろう。しかしながら中国独自の教育政策を打ち出した一九五八年には三年ないし五年以内で文盲を基本的に一掃すること、小学教育を普及させるとの目標[26]に照らすならば、四〇年後の文盲率は高すぎるであろうし、人口のおよそ八〇％を占める農村の初等義務教育の普及はなお六〇％[27]であることは教育政策・行政が決して望ましい内容ではなかったことを示唆している。膨大な人口をもち、地域格差が著しく、全般的に経済・文化水準が低い、資金もきわめて限られているという条件にある国が、教育を振興させるうえでは比較的に資金の少なくて済む政治思想教育の重視は選択しやすい政策であろう。しかし諸外国の経験によると中国が投じてきた規模の教育費では教育振興が十分できないことは明らかである。表1は一九六〇年から一九八〇年に至る諸外国の経済発展の段階別グループの教育投資が国民総生産高に占める比率である。先進諸国の教育投資は三〇年間に二・四％増大した。それは一九六五年以降急速に比率を高め、一九八〇年の増大は以前に比べると緩慢であるとしても、なお上昇している。これらは教育水準の向上の為には教育水準の高い国でも不断に教育費の増大が必要であることを意味している。中国と同様に発展中の諸国、およびアジア諸国の平均教育投資の三〇年間の増大率はそれぞれ一・七％、二・一％である。世界諸国の平均教育投資の三〇年間の増大率は二・一％である。中国では一九五三年から一

表1．世界の国民総生産高に占める教育投資の比率(%)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
世界平均	3.6	4.8	5.4	5.7	5.7
先進国	3.7	5.1	5.7	6.0	6.1
発展途上国	2.3	2.8	3.3	3.9	4.0
アジア	2.9	3.2	3.5	4.8	5.0

出典：王善邁 主編「教育投資与財務改革」，北京経済学院出版社，1988年，11頁。

表2．中国の教育設備投資に占める普通教育・高等教育設備投資の比率

	単位	1952	1957	1965	1980	1981	1982	1983	1984	1985
教育設備投資	億元	2.55	3.01	3.30	14.04	15.14	17.54	24.07	31.60	43.77
高等教育設備投資	億元	1.25	1.51	1.10	9	9.82	10.58	15.18	19.48	26.63
投資比率	%	49.8	50.17	33.33	64.10	64.86	60.32	63.07	61.65	61.84
普通教育設備投資	億元	1.28	1.50	2.20	5.04	5.32	6.96	8.89	12.12	17.14
投資比率	%	50.2	49.83	66.67	35.90	35.14	39.68	36.93	38.35	39.16

出典：「教育投資与財務改革」，105頁。

表3．初等・中等・高等教育の一学生当たり経常費の国際比較

	年度	小学	中学	大学
中国	1984	1 :	2.79 :	59.9
日本	1982	1 :	1.1 :	1.38
イギリス	1982	1 :	1.94 :	6.25
ドイツ	1982	1 :	3.73 :	3.1
フランス	1980	1 :	1.78 :	2.67
タイ	1983	1 :	1.16 :	1.11
メキシコ	1983	1 :	1.29 :	13.39
ブラジル	1983	1 :	1.14 :	7.62

出典：「教育投資与財務改革」，111頁。

九八三年までの三〇年間に教育投資は二・七％から三・一九％に上昇したが、この間の増大率はわずか〇・四九％に過ぎない。以上の国際的比較からみる限り、中国の教育に対する財政的対応は軽んじられてきたことは明らかである。

中国が基礎教育を財政的に重視しなかったことが国民の一般的文化・教育水準の向上を阻害してきた重要な要因と考えられる。表2は一九五二年から一九八五年まで中国の小学・中学の普通教育と専門課程・大学の高等教育の設備投資の比率を表わしたものである。一九五〇年代は普通教育と高等教育の差は〇・三四％（一九五七年）、〇・四％（一九五二年）とわずかである。政策路線の特殊事情を反映した一九六五年には例外的に普通教育が高等教育の二倍となる。[28] 社会主義建設過程で最も教育重視を政策的に提示することとなった一九八〇年以降は高等教育の投資が普通教育の投資を低いときで一・五倍（一九八二年）、高いときで一・八倍（一九八〇年、一九八一年）上回る。このように中国の教育政策は全般を通してみると高等教育重視の傾向がある。この偏向は表3の国際比較によってさらに明らかになる。同表は初等教育、中等教育、高等教育の学生一人当りの経常費を、小学生を基準の1として算定して国際的に比較したものである。先進国と発展途上国の八カ国のなかで、中国のように高等教育に高い比率を置いている国はない。中国を除き、大学生の費用が最も高いのはメキシコであるが、それでも大学生は小学生の約一四倍であり、中国の約六〇倍の数字は極端に大学教育重視の傾向を示している。

以上の諸点から社会主義中国の四〇年間の教育政策は次のような特徴をもっていることがわかる。それは、政治路線の変化とともに変化してきた、長期間に亘って政治教育を重視してきた、財政的には全般を通じて重視されず、比較的重視する時には高等教育に力点が置かれた。このような全般的教育政策の中で女性の教育はどうであったのか、以下検討してみよう。

2　女子教育の政策

新生中国の女子教育への政策的対応は共同綱領にその基本的方針を規定してある。それは「女子は政治的、経済的、教育文化的、社会的生活の各方面に於て、総て男子と平等の権利を有する」（第六条）[29]である。一九五四年の憲法には「女性は政治、経済、文化、社会、家庭などの各方面の生活分野で、男子と平等の権利をもっている」（第九十六条）[30]と規定され、一九七五年の憲法の「女性は、あらゆる面で男子と平等の権利を有する」（第二十六条）[31]を除き、一九七八年、一九八二年憲法の双方とも同様な男女平等規定が行われている。[32]この平等規定と上述したところの憲法にある、すべての公民に対して保証されている教育を受ける権利とともに女性に対する教育が実施されてきた。文盲が旧中国では八〇％程度あり、大半の女性が文盲の状況にあって、国民全般の教育・文化水準を高める上では当然女子教育が重視されるべきことが想定される。ところが共同綱領では教育文化の平等化が明記されているが、上記に示した憲法の条文では文化の平等は唱われているが教育の文字が表現されていない。文化の中に教育が含まれていると解釈すべきであろうが、女子教育自体の必要性が政策的に重視されていれば、それを項目として表記するのが自然ではないかと考えられる。法の語法に示唆された女子教育軽視は現実の問題として浮上してくることが後に判明するのである。

さらに女子教育振興の独自の政策は教育に関する法律全集である『中華人民共和国現行法規滙編　一九四九―一九八五　教科文芸巻』のなかに一つもない。したがって女子教育は政策的には、存在しなかったものと考えられる。党・政府の政策を女性に教育、宣伝する役割をもっている中華全国婦女連会[33]では一九八〇年代までは特に女子教育の発展を強調することはなかった。一九四九年の第一回全国代表大会から一九七八年の第四回全国代表大会までの代表大会で提示された女性の任務のなかには女子の学校教育の発展を推進することは含まれていない。一九八三年の第五回代表大会では女性の文盲・半文盲一掃を行うこと、科学技術振興の為に各種の教育方法を開発し、女性が学習できる機会を多く設けることを要請している。[34]一九八八年の第六回大会では女性の文化科学水準の低さを指摘し、全般的に

それを向上させることが使命として要請され、特に将来を担う女子大生の役割に期待している。[35] 一九八〇年以降のこれら二度の婦女連の大会で上記のような言及があることはまさに八〇年代に社会主義建設過程でもっとも教育を重視した政策が採られてきたことの反映であろう。ところで女子の基礎教育の拡充・発展によって新規の文盲・半文盲の増大を防ぐという根本的な教育政策への言及は婦女連からは文盲撲滅運動[36]の時期に出されるに過ぎないようである。婦女連は男女平等を実現し、女性大衆の社会的利益を拡大、維持、発展させることを組織の目的としている。[37] 女性が中国全体の教育を低い水準に留まらせる要因になり、それがひいては「現代化」の障害となっていることは明らかである。この重要性に女性組織が恒常的課題として積極的に取り組まないのはなぜであろうか。子供の利益を守ることも婦女連の重要な政策内容としてきたのではあるが、そのなかに基礎教育の政策は入らないのであろうか。次章で触れるが、農村に於ける小中学校女児の中退者が増え、労働市場に流れている現象に対して、婦女連が先頭に立って対応しないのは何故であろうか。

以上のような疑問は女子教育が教育政策の中では特に重要な地位を占めてきたわけではなく、むしろないがしろにされてきた感が強いことを示していると言えよう。冒頭に示した仮設の一つである中国の女性運動は党の一元的支配の下にあることから固有の運動をしない、または出来ないことを示唆しているのではないかと思われる。そして男女平等の実現を可能にする根本的な要件である女子教育の進展は社会主義中国の教育政策の枠組みのなかでのみ扱われてきたのである。したがって女子教育は「政府の政策的志向が異なるのと平行して」それが占める優先順位、およびその内容に於ける変化をみてきた」のである。

Ⅲ・女子の学校教育の水準

1　社会主義建設過程に於ける女子就学率の推移

前節で述べた中国共産党政権のおよそ四〇年にわたる女子教育がどの様な展開を示してきたかを表わす有効な指標は女子の就学率の変化であろう。[38] 以下、一九八七年までの数値をみてみよう。

女子小学生の数と比重は全般的には一九五〇年以降着実に伸びてきている。文革期に頂点まで達した比率[39]は「現代化」路線になり一時下降するが、義務教育の実施とともに回復し、一九八七年には過去の最高値に近づいた。小学生の年齢の男女人口比はほぼ五二％と四八％であることから、二～三％の女子が就学していないことになる。三六年間で四六一五・五万人、二六・四％の就学女児童の増大であり、年間平均一二八・二万人、〇・七三％の成長率である。中等教育のなかで普通教育と職業・専門教育とは文革期に独特な傾向を示すが、[40] 文革期以前と以後は着実な増大傾向を示している。普通中学の女学生は一九七三年に突然三・八倍、三〇〇・七万人から一一三六・九万人に増えるが、比重は絶対数とは異なり、従来からの確実な増大推移にある。一九八〇年以降の比率はやや下がるが、一九八五年から復調している。女子中学生は三七年間に一九八四万人の増大がみられ、年間平均五三・七万人、〇・四％の比率の増大がみられたことになる。師範・技術・農業・職業学校は文革期には停滞ないし後退したが一九八〇年以降は再び増大趨勢にある。特に一九八四年以降の師範学校の増大は著しく、一九八七年には一九七八年のおよそ三倍近く増大し、三二・八万人となり、女子の比率は五〇％を越えた。農業・職業中学の女子学生の増大も活発であり、一九八七年には一一六・三万人、四三・五％の比率となった。中等技術学校の女子学生は中等教育に於ては最も堅実な増大を示してきたが、一九八六、八七年に飛躍的に増大し、一九八七年には一九七八年の二・八倍の五二・二万人となり、四二・七％の比率に達している。職業につながる技術知識教育の振興は「教育改革」の一要素である。女子大生の増

表4．女子就学者数と比率

単位：就学者数（万人），比率(%)

	高等教育		中等教育								初等教育	
	大学		中等技術学校		中等師範学校		中学・高校		農業専門学校・職業専門学校		小学校	
年度	就学者数	比率	就学者数	比率	就学者数	比率	就学者数	比率	就学者数	比率	就学者数	比率
1947	2.76	17.8										
1949	2.32	19.8										
1950	2.94	2m2					34.61	26.5				
1951	3.51	22.5	5.19	31.9	5.72	26.0	40.12	25.6			1,206.3	28.0
1952	4.54	23.4	7.56	26.0	8.29	24.0	58.58	23.5			1,679.7	32.9
1953	5.47	25.3	7.80	26.0	9.53	25.8	71.44	24.4			1,782.2	34.5
1954	6.77	26.3	7.61	25.4	8.18	26.6	89.60	25.0			1,707.1	33.3
1955	7.58	25.9	7.87	24.7	5.93	27.1	104.94	26.9			1,775.8	33.4
1956	10.04	24.6	13.55	25.2	7.97	29.1	151.43	29.3			2,231.5	35.2
1957	10.33	23.3	12.23	25.4	8.40	28.4	193.53	30.8			2,215.9	34.5
1958	15.37	23.3	27.51	25.4	12.17	31.5	266.33	31.3			3,325.7	38.5
1959	18.33	22.6	26.00	27.3	19.80	36.7	286.08	31.2			3,566.9	39.1
1960	23.56	24.5	43.11	31.3	26.24	31.3	320.10	31.2			3,665.6	39.1
1961	23.35	24.7	23.88	35.8	17.13	48.7	274.54	32.2			2,082.5	27.5
1962	21.03	25.3	13.83	39.7	8.75	48.8	256.43	34.1			2,406.7	34.8
1963	19.38	25.8	12.71	39.5	6.10	47.2	258.63	34.0	7.68	25.0		
1964	17.63	25.7	13.01	32.7	6.39	47.6	291.51	34.1	27.36	24.4	3,250.5	35.0
1965	18.13	26.9	15.40	37.9	7.36	48.6	300.67	32.2	104.58	23.6	4,560.0	39.3

1973	9.65	30.8					1,136.91	33.0			5,527.2	40.7
1974	14.52	33.8	就学者数 24.29 比率 38.3				1,392.14	38.1			6,330.8	43.7
1975	16.33	32.6	24.35 34.4				1,753.71	39.3			6,824.3	45.2
1976	18.65	33.0	24.51 35.5				2,357.10	40.4			6,823.3	45.5
1977	18.16	29.0	24.15 35.0				2,825.30	41.7			6,632.1	45.4
1978	20.65	24.1	18.69	35.3	10.71	29.8	2,715.48	41.5			6,570.4	44.9
1979	24.57	24.1	24.84	34.8	12.33	25.4	2,410.52	40.8			6,577.4	44.9
1980	26.81	23.4	26.65	37.2	12.52	26.0	2,180.08	39.6	14.83	32.7	6,517.4	44.6
1981	31.24	24.4	22.78	36.0	12.59	28.8	1,895.37	39.0	19.33	40.2	6,301.2	44.0
1982	30.54	26.5	22.08	35.2	13.94	33.9	1,777.44	39.3	27.22	38.7	6,099.9	43.7
1983	32.49	26.9	24.07	35.0	16.94	37.2	1,735.12	39.5	47.63	39.0	5,937.2	43.7
1984	39.98	28.7	30.15	37.2	20.88	40.9	1,821.57	40.0	71.12	40.7	5,937.7	43.8
1985	51.06	30.0	38.77	38.3	21.93	39.2	1,893.13	40.2	95.43	41.6	5,986.22	44.8
1986	47.9	25.5	就学者数 77.0 比率 43.8				1,987.9	40.7	111.1	43.4	5,950.0	45.1
1987	64.66	33	52.18	42.7	32.76	50.3	2,018.62	40.8	116.33	43.5	5,821.76	45.4

出典：就学者数 1947－1983年「中国教育成就 1949－1983」，中華人民共和国教育部計画財務司，1984年，39頁。
1984－1985年「中国教育成就 1980－1985」，14頁。
1986年 「中国統計年鑑 1987」，中国統計出版社，1987年，766頁。
1987年 「中国教育統計年鑑 1987」，国家教育委員会計画財務局編，20頁。
比 率 1947－1983年「中国教育成就 1949－1983」，1984年，40頁。
1984－1985年「中国教育成就 1980－1985」，11頁，14頁から算出。
1986年 「中国統計年鑑 1987」，1987年，766頁。
1987年 「中国教育統計年鑑 1987」，20頁。

大は数の上では堅実な上昇傾向を示しているが、比率の上では、一九七七年から一九八三年頃まで後退を示したが、一九八四年から上向きとなり（一九八六年を除き）一九八七年には六四・七万人、三三％の比率となった。一九四七年以来毎年平均一・五万人増、〇・四％の比率増を示してきたことになる。

以上、女子就学率の統計数値によると、中国の女子教育は堅実に発展してきたことがわかる。序章に記したように女性は「政府の強力な先導によって共産党政権誕生以前には見られなかったような大規模な」範囲で「比較的短時間の間に」教育を受けられるようになったのは事実である。女子の就学率は前節でみたような教育政策を基本的には反映した推移であることが明らかである。以上の社会主義中国の女子就学率は客観的にはどの様に評価できるであろうか。それは次に示すような国際的比較のなかでみることが適切であろう。

2　国際的比較による女子就学率

表5は女子教育就学率の国際比較を表わしたものである。中国の初等教育は世界諸国の平均水準に一九八六年になって到達する。アジアおよび開発途上諸国の平均水準と比較すれば中国の方が高く、一九八六年では二％以上高い。先進諸国の平均と比較すると、中国は三・六％低い。中等教育では中国は世界の平均水準に及ばないが、差は少なくなってきており、一九八六年の差は一・三％である。アジア諸国及び開発途上国の平均水準に比べると、中国は高く、一九八六年でそれぞれ、三・六％、二・六％高い。先進諸国に比べると遅れており、一九八六年で八・六％の差がある。高等教育では中国は世界の平均水準、アジアを含める開発途上諸国の平均水準にも及んでいない。一九八六年の差は世界諸国の平均とは一八・五％の差があり、アジア諸国の平均とは九・五％の差であり、開発途上国ですら一一・五％の開きがある。先進国の平均との差は二三・五％もある。

以上のように中国の女子学生の就学率は国際的にみると、初等教育では高い水準に達しているが、教育水準が高く

なるにつれ、世界の平均水準と開きをもち、高等教育では国際的には非常に低い。中国が社会主義建設過程で行ってきた教育政策は女子の初等教育の発展には寄与してきたが、教育水準が高くなるにつれ、効果が削減していく。国際比較によって中国の女子就学率を評価すれば、次のように考えられる。まず中国の女子教育は短時間で国際的にかなりの水準にまで達することができた。しかし初等教育から中等教育および高等教育へと進むにつれ女子の比率が順次低くなる。このことは、女子教育に対する積極性の低いことを意味している。党・政府の高等教育重視策が採られていながらも、女子の就学率にそれが及んでいないのである。これは女子教育が全般的には、第二義的に対処されてきたことを裏書するものである。

女子教育が実際には重視されてこなかったことは、四〇年後に明確な形となって表面化している。文盲・半文盲に占める女性の比率がきわめて高いこと、入学できない七～一一歳の学齢児童の大半が女子であること、一九八四年以

表5．世界の女子就学率　単位：%

区分	年度	全就学者に対する女子の比率			
		合計	初等教育	中等教育	高等教育
世界合計（中国を除く）	1970	44	45	44	38
	1975	44	45	45	40
	1980	45	45	45	43
	1985	45	45	44	44
	1986	45	45	44	44
アジア	1970	39	41	35	27
	1975	40	41	37	29
	1980	41	42	39	32
	1985	41	43	39	34
	1986	41	43	39	35
先進諸国	1970	49	49	50	41
	1975	49	49	51	44
	1980	49	49	51	48
	1985	50	49	51	49
	1986	50	49	51	49
発展途上国	1970	40	42	34	29
	1975	41	43	37	32
	1980	42	44	39	35
	1985	42	44	40	37
	1986	43	44	40	37

出典：Statistical Yearbook 1988, UNESCO, pp. 2－17～18.

来急速に増大している小・中学校の中退者の半数を優に越えるのは女子生徒であり、企業に於て経済効果・効率を重視した労働者再編成の際、除外される筆頭は技術・知識水準の低い女性労働者が一般的であるといったように。このような現象は共産党政権による約四〇年間の女子教育は数値で示された実績では表わされない内容を持っていることが想定される。そこで数値に直接反映されない質的部分として存在する女子教育の問題点が何処にあるのか次に検討してみよう。

Ⅳ．女子教育の問題の所在

Ⅲの女子教育の普及状況を示す女子学生の比率の推移は女子教育のいわば輝かしい現象面を示しているのであるが、それとはまったく異なる現象のあることはすでに記したところである。つまり女子教育の実態は二重構造を持っていることである。ここで女子教育情況の構造的特徴の前提にまず触れる必要がある。それは都市部と農村部の間に存在する格差の構造であり、表6はその状況を表わしたものである。同表は一九八七年の人口一％のサンプル調査から導き出したものである。農村人口一二歳以上の文盲率は都市部よりおよそ一・八倍高く（二九・三％）、一二歳から一九歳の青少年の文盲率は都市の同年令者の三倍（一〇％）である。農村人口の教育水準については次のような状況となっている。中学卒業以上の教育レベルにある農村人口は都市人口の半分以下（二二・二％）であり、高卒以上の人口は都市人口より四分の一以上少なく（三・八％）、大学卒業レベルとなると農村人口は都市人口のわずか二％あまりである。このように大きな教育水準の相違は女子に於いては、さらに拡大された状況となっている。一九八七年にはなお人口の二三・三％、二億三千万人近い文盲・半文盲のなかで女性が七〇％を占めている。一九八七年小学校へ入学出来なかった二七〇万を越える児童の八三％が女子であり、一九八四年以来一億二、三千万の小学生のなかで毎年およそ三

○○万人の中退者を出しているが、その八○%が女子生徒である。[41]

上記にみる格差は都市と農村の二大格差の構造となっているが、実際には広大な国土と膨大な人口を反映して都市間、農村間には各種各様の複雑な様相の格差が存在している。[42] 沿海部の都市と内陸部の都市には格差が存在するし、小都市と大都市間の格差もあり、都市近効の農村あるいは沿海部の農村と辺境地域の農村間にも格差が存在している。女子教育の実態も各種の異なる状況がある。

そのような格差構造の教育状況をもたらした最大の原因は教育政策にあることは確かであろう。それは次のような

表6．都市と農村に於ける教育格差

		都　市	農　村
1987年義務教育		9年制が基本的に完成	小学校：60% 中学校：普及化の段階 40%満たない
文盲率	12歳～19歳	3 %以下	10 %
	12歳以上	15.7%	29.34%
教育水準	中学卒以上	48.3%	22.6 %
	高校卒	15.7%	3.8 %
	大学卒程度	2.8%	0.06%

出典：『北京周報』，No29，1989年7月18日，20頁より。

表7．教師と学生の比率

	大学①		中学②		小学	
	年度	比率	年度	比率	年度	比率
世界合計	1985	16.1	1985	16.9	1985	27.3
中国	1986	5.1	1986	17.1	1986	24.3
アメリカ	1985	17.6	1985	13.4	1985	19.6
日本	1984	10.1	1985	17.9	1985	23.9
西独	1984	8.5	1984	13.0	1984	17.0
ソ連	1985	13.7			1985	9.5
東独	1984	10.3	1985	9.1	1985	14.8
インド	1979	19.3			1984	57.6
タイ	1985	33.1			1985	19.3
メキシコ	1985	11.2	1985	17.2	1985	33.6

①大学・専門学校，各種専門学校を含む。
②普通中学，普通高校，中等師範学校，中等専門学校，職業中学を含む。
出典：「中国統計年鑑 1988」，1024頁より算出。

結果を生んだ。

社会主義中国の教育に於ける最大の欠陥は基礎教育が確立できず不備なことであろう。農村部ではその度合が高く、かなり広範囲に存在している。かなりの農村ではそれまでの教育が定着しておらず基盤が不備である。[43] 校舎、設備、教師の状況が教育を恒常的に提供する条件をもっていない。老朽化した校舎、破損が大きく授業に危険な教室、教室が狭すぎる、古い神社や集会所等を間借りして授業をしている、教員室がないため廊下を使っている、等の劣悪な状況がある。一九八七年の統計によると、小中学校のなかで欠損校舎は七千五百万平方米あり、危険な建物は四千五百万平方米あり、教育に必要な実験器材をもつ小中学校は一〇％にも至っていない。[44] 世界諸外国の教師と学生の比率を示した表7によると全般的には学生の数に比して教師の数が少ないということはない。教員の適切な配分がなされていないのである。文革期の学校区制がそのまま踏襲され、人口の多くなった都市での教員の増員がない、後進性の高い辺境地区では依然として教員がいない状況である、といったように。[45] さらに教師の数が少ない問題は特定の教科に於てである。情操教育部門がそれであり、農村部の専門教師の不足はさらに深刻であり、体育を含め情操教育を行うことが出来ない状況まできている。[46]

教員の質が低いことも基礎教育充足の上で大きな障害となっている。学歴からみて不適格者の比率は小学校教員の中で三七％、中学校教員で七四％、高校教員で六一％にものぼり、[47] 高校教師は一九七八年よりも不適格者が一三％近くも増えている状態である。[48] 教師の質が低いことは教師自身の問題ではあるが、優秀な人材が集まらない、育たないから教師の質が向上しないという悪循環も存在している。[49] 教師の職種は要求される仕事の内容が多く、労力がかかるにもかかわらず、社会的地位は低く、賃金を始めとし、住宅条件・医療、厚生は甚だしく劣るのが一般的である。[50] したがって教師となっても、ごく短期間のうちから転職を希望したり、転職するものがあとをたたない状況である。[51]

以上、基礎教育に於ける設備と教師の双方とも全国一律的に充足されている状態ではないのである。教育水準の地

域格差と同様に、基礎教育の条件は都市と農村、先進的地域と後進的地域の格差は大きく、特に内陸部農村ではきわめて劣悪な状況である。つまり教育の基礎環境づくりが不備な地域が多く、女子基礎教育の発展条件が整っていないのである。

教育政策の誤りをより根源的にみれば、それを策定する根底にある教育に関する意識に問題の所在があるように思われる。現代中国の国民の教育観は社会主義建設過程で最も大きな政治運動が行われた文革期のおよそ一〇年間に培われたものであると言われている。[52] この間、既存の知識・学問・文化が徹底的に批判され、「学問無用論」が社会的潮流となった。これは文革路線を否定した一九七九年以降も人々の意識の底流にある。さらに、経済発展を中心とする「現代化」路線とその具体的施策として現われた「経済体制改革」は経済重視の意識を高める結果を招いた。したがって教育軽視観は全国民的であり、政策策定レベルから末端の国民レベルにおよんでいることが指摘されている。[53]

先述したように国家の教育投資は国際的水準からみて非常に低い。義務教育を完成させる為に必要と査定される毎年二〇～三〇億元の教育費を計上する意志は現政権にはないと言われている。[54] 地方の教育への対応にも教育軽視の姿勢がはっきりと現われている。教育資金がかなりの規模で流用されており、その用途は教育振興に直接関係のない方面である。会館、宿舎等の建設、党・政府機関とその上級官吏の為に自動車の購入、彼らの事業・商売の資金、彼らの宴会・贈答費用といったように。その為、危険校舎の修・改築、計画されていた新校舎の建設や教材機器購入の停止、さらには教職員の給料停止にまでおよぶ様々な形で教育資金が削られている、という状況である。[55] 団体や機関が各種名目の費用を学校に課し学校の財政をしめつけたり、地方政府の指導の下に社会諸組織に税金の形で課した教育費用を滞納し学校運営に支障が起きたり等、教育の育成に逆行する社会的圧力もある。[56] 国家による財政援助額が少ない為に、学校自体の経済活動による資金調達が奨励されている。[57] この活動は教職員の指導の下に行われるのであり、彼らの多くの労力を必要としている。したがって教育活動自体にも影響を与えるといった弊害や、経済活動がうまく

運営されなかったりといった問題も生じている。[58] 学校は経済活動による教育資金の調達の他に、なお不足する資金の為に各種の費用項目を設け、生徒の親から徴収する。そのために経済的余力のない家庭や、教育軽視の親は、子供を学校に行かせる意志をさらに減退させることになっている。[59]

国民一般レベルでは以下のような教育軽視の現象がみられる。経済発展を中心的課題とした「現代化」路線はいわば金銭万能主義の風潮を誕生させた。したがって金銭価値をただちに産まない活動や事柄に対しては無関心であったり、否定的である。学校が遠かったり、子供が学校嫌いだったり、費用がかかったり、教師が気にくわなかったりすると子供に中退させる、暴力を使って教師を攻撃する等の親の姿勢が見られる。[60]

さらには、「男尊女卑」の伝統的観念も根強く残っており、これも先の金銭万能主義の風潮が加わり女性の教育を受ける機会を阻んでいる。女性は「いずれ他家に嫁ぐ」のであり、育ての親にとっては経済的価値がないことから、費用を支払ってまで教育を受けさせる必要はないと考える風潮がある。貧しい農村では特にそれが強く、童養媳の伝統的慣行も残っており、親が幼児のうちから許嫁を探し、金銭で契約関係を結んだり、その他人身売買的行為もみられる。[61] 経済活動の自由化が進められるようになった一九八〇年頃からこのような農村の伝統的慣習が増勢傾向にある。農家一戸が経済活動の主体単位となり、請負によって所得の増減が決まる生産請負制度が導入されると、それまで以上に児童を農作業に手伝わせる、家事を手伝わせる、という現象が多くなった。さらに、農村工業が奨励されるようになると、労働賃金の安価な児童の労働が積極的に取り入れられ、女児がその多くに充当されるようになった。[62] つまり、社会全般に教育軽視の風潮が蔓延しているのであり、伝統的な女性軽視が加わり、女子教育の円滑な発展が教育の後進的地域では容易ではないのである。

以上の事柄から中国の女子教育の問題の所在は次のように要約できよう。社会主義中国の女子教育が一定の段階以降進展がむずかしい最大の原因は教育政策そのものにある。つまり四〇年間の政策は基礎教育を十分に育成できなか

ったのである。そのより根源的な背景には社会全体が教育軽視、「男尊女卑」の意識を持っていることが考えられる。

V・結　語

以上二つの章で社会主義中国の女子教育について検討してきた。新中国成立以降、党・政府は社会主義社会の建設の中で女子教育の振興を行ってきた。その結果は旧中国に比べると飛躍的な発展を遂げた。つまり、党・政府の強力な先導があった為にこのような成果がうまれたのであり、この点は大いに評価すべきである。国際的に比較すると初等教育の水準では世界の水準に到達し、中等教育では世界の水準に近づいたが、高等教育ではなお遅れている。他方で文盲・半文盲に占める女性の比重は依然として高い水準である。基礎教育を中退する女児の比率も高く、新たな文盲・半文盲を創出している。基礎教育の普及および教育水準の向上と近代化が比例関係にあることが歴史の経験である。それに照らすならば中国の女子教育の水準の向上は教育政策の中で重点項目であることが求められる。ところが中国は、教育を実質的には重視しなかったのであり、さらには、基礎レベルの学校教育に重要性を与えてこなかったのである。一九七九年以降の「現代化」路線への転換期になって始めてそれを政策として打ち出すことになった。しかし現実には過去もそうであったように「現代化」の鍵と考えられている科学技術の振興に直接貢献すると考えられる高等教育を重視する政策となっている。

女子教育は原則論の形を採って社会主義の理念に於て提唱され、政治路線の変化とともに提唱の内容も異なってきた。つまり女子教育は政治先行によって規定されてきた。そして女子教育振興は実質的には第二義的に扱われてきたのである。共産党政権の一元的指導下で行われてきた女子教育の方法は、一定の段階に到達してからは反対に女子教育の進展を遅らせる要因にもなっているのである。

以上により、序に示した中国の女性解放の基本的特徴の四つの仮設は教育に於いては検証されたと思われる。同時に女子教育の展開過程は中国共産党政権による社会変革の展開の仕方を示す一つのケーススタディとなったと思われる。ここで暫定的な結論としては次のように言えよう。社会主義中国の社会変革は党・政府の強力な指導のもとで比較的短時間で一定の成果を達成できた、しかし一定の水準に達した後は徹底化する事は容易ではない。なぜならば変革の内容は地域格差を反映した複雑で多重な構造となっており、それを一様に変革させることは至難の事業だからである。変革を阻む根源的な要件は伝統的意識とそれにもとづく慣行の存続であると思われる。これを変革する為にはこれを支えてきた経済的・政治的基盤の根本的変革にあると思われる。変革以前の伝統的観念と慣行はそれを支える経済的・政治的基盤を根本的に変えない限りは存続するからである。(63)

(1) 米国では中国問題専門家、中国外交実務に関わる政府関係者やマスコミ等の中国観に対して真剣な問いかけと反省が促されている。『産経新聞』一九八九年六月一九日。

(2) 六月の天安門事変後、LOS ANJELES TIMES, NEW YORK TIMS, WASHINGTON TIMES 等の主要新聞に痛烈な批判論評が掲載された。そのうちいくつかの紹介が前掲『産経新聞』にある。

(3) 蔡暢「党的総路綫照耀着成婦女徹底解放的道路」『中国婦女』一九五九年二〇号、一頁、「社論　十分発揮婦女在両個文明建設中的作用—記念『三八』労働婦女節」『人民日報』一九八三年三月八日。

(4) 北京放送一九八九年三月二六日、（ラジオプレス＝RP一九八九年三月二八日。）

(5) 最も最近（一九八九年四月）の人口経済学者馮立天の調査による数値。（『百姓』香港、一九八九年四月第一八九期に掲載。）何東昌「従農村看我国普及教育普及教育的路子」『人民日報』一九八九年三月二二日。

(6) 現在は文盲の増加、未就学児童の増加、向学心喪失、学問無用論の横行と言ったように大躍進、文化大革命に次ぐ、第三次教育危機が到来したと言われている。中国共産党は昨年（一九八八年四月）中央政治局第七、八回会議で、専門委員会を組織して、現下の教育問題の解決の為に調査を行い、提案を出させることを決定した。今年（一九八九年）四月の中央政治局第十七回全体会義で、同委員会の作成した「教育の発展と改革の若干の問題に関する党中央の決定（草案）」を討議した。十三期四中総会で審議、決定、交付が予定されている。五、六月の民主化運動とそれに続く政情不安の為に、四中総会で予定通り

の運びとはならなかったようである。「中国共産党が政治局会議　教育問題討議」『日刊中国通信』一九八九年四月一一日、一頁。その概要については「何東昌作関于教育工作的滙報」『人民日報』一九八九年六月二七日で発表した。このような党・政府の意向を受けて昨年から本年前半期まで教育論争が盛んに行われてきた。

(7) 党・中央の政策宣伝・教育に於ては必ず女性の直接参加が要求されてきた。毎年三月八日の「世界労働婦人節」では党の機関誌『人民日報』が社説か評論員論文に於て女性に対する党の見解が示されるのが慣例である。その中には必ず女性が中国の社会主義建設と発展に貢献することへの要請が書かれてある。但しそのなかのいくつかのものは直接的に述べられていないが、それを前提とした内容である。

(8) 『現代中国と世界　その政治的展開』(石川忠雄教授環暦記念論文集) 一九八二年、慶應通信、五五二頁。

(9) 前掲『現代中国と世界』五五三頁。

(10) 同前。

(11) 同前。

(12) 「中華人民共和国政治協商会議共同綱領」日本語訳日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第二巻一九八六年(第三版)、国際問題研究所(略称:「共同綱領」)五九五～五九六頁。

(13) 「中華人民共和国憲法」の日本語訳は『中国研究』一四三号日中出版一九八三年二・三(略称:『中国研究』)を使う。一二五頁。

(14) 原則的には現実的政策路線の採られた時期、一九六一年から一九六三年にかけての「経済調整」期、一九八〇年以降の「現代化」路線の時期である。しかしこの間でも大学生を中心とする民主化運動の起きた後には思想教育への重視策が採られる。建国から文革期までの思想教育の具体的内容についてまとめて記されてある著作としては溝口貞彦『中国の教育』(現代中国双書一七) 日中出版、一九七八年がある。

(15) 「中華人民共和国教育」中国大百科全集総編輯委員会《教育》編輯委員会『中国大百科全集　輯教育』(略称:『教育』) 中国大百科全集出版社出版、一九八五年、五五四頁。

(16) 「関于教育工作的指示」(略称:「一九五八年教育指示」)『人民日報』一九五八年九月二〇日。本稿では日本語訳として「教育工作に関する中共中央・国務院の指示—一九五八年八月一九日」『中国大躍進政策の展開資料と解説　上』日本国際問題研究所、一九七三年、三一一～三一七頁を使用。

(17) 同前。三一二頁、三一四頁。

(18) 「一九五八年教育指示」三一四頁。
(19) 『教育』五五五頁。
(20) 同前。
(21) 『教育』五五六頁。
(22) 同前。
(23) 同前。「李鉄映何東昌就教育問題回答中外記者提問邵重視発展教育刻不容暖」『光明日報』一九八九年三月二五日。一九八八年以降の教育関係の論文には過去四〇年間の教育政策・行政を批判したものがかなりある。例えば、童大林「対教育的几点認識与建議」『人民日報』一九八九年四月一日五頁や邵道生「対教育失誤原因的一些思考」『光明日報』一九八九年五月五日三頁等。
(24) 胡耀邦「全面開創社会主義現代化建設的新局面」中共中央文献室編『十二大以来　重要文献選編　中』一九八六年、人民出版社（略称：『十二大以来』）一五頁。『教育』五五七頁～五五八頁。
(25) 「中共中央関于教育体制改革的決定」（略称：「教育改革的決定」）『十二大以来』七二一頁～七三七頁。
(26) 「一九五八年教育指示」三一七頁。
(27) 「何東昌作関于教育工作的滙報」『人民日報』一九八九年六月二九日。
(28) この数値は前述したようにより現実的政策路線の登場により、教育政策では建国以来最も専門教育に力を注いだ一九六〇年初頭を批判する新たな政治運動の中で生まれた特殊な性格をもっている。
(29) 「共同綱領」五九〇頁。
(30) 『中国研究』一二五頁。
(31) 『中国研究』一一三頁。
(32) 一九七八年憲法では第五十三条、『中国研究』一〇八頁。一九八二年憲法では第四十八条、『中国研究』八六頁。
(33) 中共中央統戦部研究室編『統一戦線工作手冊』南京大学出版社、一九八六年、二八五頁。
(34) 中華全国婦女連合会編『奮発自強開拓前進　中国婦女第五次全国代表大会文献滙編』一九八四年、人民出版社、三六頁。
(35) 張幗英「為奪取改革攻堅階段的勝利建功立業—在中国婦女第六次全国代表大会上的工作報告」『中国婦女報』一九八八年九月二一日。
(36) 新中国になってからこれまで一九五二年、一九五六年、一九五八年の三回の文盲撲滅運動が行われた。一九八八年初めの

「文盲撲滅活動条例」によって四回目の運動が始まった。張世平、張炳升「文盲大国の扶慮」『中国婦女』一九八八年一二月、四頁。

(37) 前掲『統一戦線工作手冊』。婦女連の目的、役割・機能については拙稿「中国『現代化』路線の政治過程に於ける大衆組織の役割—中華全国婦女連合会をケースとして（一九七九年～一九八四年）『国際情勢』No. 58, 社団法人国際情勢研究会、一九八五年、四七頁～七四頁参照のこと。

(38) 中国の統計の不備による数値自体の確度については疑問がもたれてきた。特に一九五八年の「大躍進」期に出された統計については確度の低かったことを中国自身が認めている。一九八〇年以降中国が国際的に対応できる統計づくりに着手してからの数値は徐々に水準を高めてきているとはいえ、まだ高い水準には達していない。しかしながら中国社会の営みに於いて各々の要素の全般的方向性をとらえる上では用いることができると思われる。「中国経済統計編成の特質」小島麗逸編『中国統計・経済法解説』アジア経済研究所、一九八九年、二～八頁を参照。

(39) 文革期は量的増大を誇示する風潮があり、統計上にもそれが現われている。学校数や就学生数も同様であることに留意する必要がある。文革期の最高値もこの文脈でみなければならない。

(40) 文革期は社会主義中国の教育政策の中では最も基礎教育と生産に直結する職業教育を重視する方針を採った。しかし実質的には政治思想と政治運動を重視し、真の意味で教育振興の効果を生んだわけではなかったことが後に判明する。

(41) 前掲『中国婦女』一九八八年一二月、六頁。学校中退者がこの数年増加しているなかで特に小中学校の中退者の増加が文盲の源泉となるとして問題視されている。「各地應重視中小学生輟学当童工問題」『光明日報』一九八八年五月二三日、「小中学生の中退問題解決を—柳国家教育委副主任強調」『日刊中国通信』一九八九年二月一七日、一一頁～一三頁、前掲『人民日報』一九八九年六月二九日。

(42) 一例を挙げれば、本稿では教育水準の高い都市に於ける上級校への進学熱の過剰問題を取り上げていない。しかし先進的レベルの基礎教育の問題ではこれは重要課題となっている。このような格差が存在するため、義務教育の普及政策も次にあるような発展段階別の計画案が設けられている。全国を経済と文化の発展水準に応じて三分類している。その一は全国四分の一の都市を中心とする発達した地域であり、一九九〇年前後に現在一部地域で未成立の中学校を含めた義務教育化を完成させる。その二は全国半分の地域に該当する中程度の水準にある農村地域であり、一九九五年前後に中学の義務教育化をはかる。その三は全国のおよそ四分の一にあたる後進的地域であり、これらの地域では各地の実状に応じて徐々に基礎教育の義務教育化をはかる。前掲『十二大以来』七二五頁～七二六頁。本稿では各種の格差について検討できないが、教育の実態を理解するうえ

では不可欠な検討課題である。

(43) 『光明日報』一九八八年五月五日。『人民日報』一九八八年五月三一日。

(44) 前掲『人民日報』六月二九日。

(45) 前掲『人民日報』一九八八年六月二九日。「関鍵是把教育的戦略地位落到実処」『光明日報』一九八九年三月三〇日。

(46) 前掲『北京週報』二二頁。

(47) 「提高教師地位和待遇」『人民日報』一九八八年三月三一日。一九八五年政府の提出した「教育改革」のなかで県以下の農村に於ける基礎教育を中心とした教育行政の強化を要請している。

(48) 「我国普及小学教育県達一四〇〇」『人民日報』一九八八年二月六日。

(49) 師範大学の学生の質が低下し、定員に満たないところもある。前掲『北京週報』二二頁。一九八八年から中小学校教師文化専門知識試験（専門合格証付）を全国的に開始し、教員の質を高める施策が採られている。「中小学校教師要経専業合格考試」『人民日報』一九八七年一二月二四日。

(50) 一九八七年一〇月から小中学校の教師の賃金を一〇％引き上げる指示が出されたが、実施は地方に任せられていることから、実施度は高くなく、又実施されても物価の値上がりが高いため、実質的な賃金引き上げの効果は上がっていない。「提高中小学教師生活待遇的一項目重要措施」『人民日報』一九八七年一二月二日。

(51) 前掲『人民日報』一九八八年六月二九日。

(52) 文革期の「学問無用論」の批判はかなり多い。文革期の評価は現政権による政治的評価の側面もあり、この文脈に於てなされる点は留意すべきである。教育軽視論が文革期にその基礎づくりがなされたことは事実であろうが、この点を誇張する見解は疑問である。経済活動を重視する「現代化」路線に於ても教育軽視の助長の基盤がある。『教育』五五六頁、邵道生「対教育失誤原因的一些思考」『光明日報』一九八九年五月五日。

(53) 劉忠徳「各級領導対教育的認識要深化」『光明日報』一九八七年一二月二日。前掲『光明日報』五月五日。

(54) 王善万主編『教育投資与財務改革』一九八八年、北京経済学院出版社、二〇頁。

(55) 国家会計検査院が一九八五年、一九八六年に二七〇〇県以上の教育管轄部門と一万以上の学校の教育普及費の使用方法を調査した結果によると、運用費の違反は五億元以上であり、これは審査対象金額の5％に登っている。彭淳「従教育経費看大陸教育問題」『中共研究』Vo. 22, No. 9, 一九八八年九月九四頁。同論文のなかで経費乱用の具体例として中国公刊文献から抜粋した典型的なものを挙げている。

(56) 「教育事業費付加在征服収、使用和管理中存在問題」『光明日報』一九八七年一二月。

(57) 「勤工倹学」と称し、古くは二〇世紀初頭の「五四運動」の時期に端を発する。これは革命的意識を実践する有効な手段として労働と学習を結びつけるという意味である。社会主義建設の教育に於ても一つの有効な教育手段として用いられてきている。ここ数年の活動は過去大躍進、文革の一時期以来再び活性化され、一九八七年で全国小中学校の七二%の六五万校がこれを行っている。前掲『中国大百科全集』二二八頁、前掲『人民日報』一九八九年六月二九日。

(58) 「国家教委負責人答復北京人大代表的咨詢」一九八八年四月二日。育竹「大陸農村教育現況及其改革趨向」『中共研究』Vo. 22, No. 12, 一九八八年一二月、八七頁。

(59) 「部分農村学校乱収濫 漲学雑費」『光明日報』一九八八年一月二九日。前掲育竹論文、八六頁～八七頁。前掲『日刊中国通信』一九八九年二月一七日、一二頁。

(60) 王晩明「这些女孩為什麼失学」『中国婦女報』一九八九年五月一日。

(61) 一九八〇年以降、『人民日報』を始めとし、『中国婦女報』、『中国婦女』といった女性関係の新聞雑誌の他にも中国の公刊文献のなかに封建的行為として頻繁に批判の対象となっている。

(62) 義務教育法では児童の就業は認められないことが規定されてはいるが、現実には児童労働が増大しており、深刻化している為、一九八七年には労働人事部から児童を労働者として雇用することを禁止する通達が出された。「労働部発言就禁止雇用児童工問題発表談話」『人民日報』一九八八年七月一〇日。全国的に小中学生の中退を阻止する為の会議を一九八八年一二月に国家教育委員会が召集し、そこで省・市レベルが真剣に取り組むように要請された。『中国教育報』一九八八年一二月二七日。

(63) これは社会主義中国の社会変革に関する一つの仮説であり、これを社会変革の各種の領域での実証的研究によって検証していく必要がある。